

取引所外売買の誤報告への対応について

平成 26 年 11 月 18 日
日本証券業協会

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（以下「取引所外売買」という。）に係る誤った報告（以下「誤報告」という。）及びこれに伴い証券市場の信頼性を損なうことを防止するため、取引所外売買の報告を行う会員及び本協会において、次の対応を図ることとする。

1. 取引所外売買の報告を行う会員において、改めて、当該報告に係るシステム及びチェックの態勢について十分に確認を行い、必要に応じて、誤報告のリスクを低減するための措置を講じる。具体的な措置は、例えば、次の措置を含め、各会員がそれぞれの実情を踏まえて判断し、速やかに実行する。
 - ・手作業の機会を極力減らすシステムを構築する。
 - ・手作業が残る場合は、誤報告を生じさせないためのチェックの態勢を構築する。
 - ・取引所外売買の報告に係るフォーマットを社内で統一する。
 - ・報告後、報告公表システムの「エラー検索画面」において、メッセージが表示されていないかどうかを確認する。
2. 取引所外売買の報告を受け付ける本協会の報告公表システムにおいて、当該報告公表システムが認識している発行済数量の $1/3$ ^(注1) を超える数量の報告を受け付けないこととする（ハードリミット）。

また、報告公表システムが認識している発行済数量の 5% 超 $1/3$ 以下の数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発することとする ^(注2)。

(注1) 現在は発行済数量の 100% となっているハードリミットの閾値を引き下げる。

(注2) 現在においても、報告公表システムが認識している発行済数量の 10% を超える数量の報告に対しては、注意喚起のためのメッセージを、当該報告を行った会員に対して発している。
3. 誤報告を行ってしまった会員は、規則 ^(注3) が求めるところにより速やかに当該誤報告の訂正又は取消しを行った上で、当該誤報告が重大なものである場合は速やかに本協会に当該誤報告について連絡する。当該連絡を受けた本協会は、当該誤報告について、インターネット上で公表する。

(注3) 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 8 条又は第 12 条

以 上